

原子力防護に関する経緯と現状

平成18年12月27日
内閣府 原子力政策担当室

原子力防護について

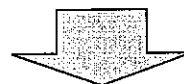
1. 核物質防護とは

核物質の盗取などの不法な移転や、原子力施設などへの妨害破壊行為を防止すること。(出典:原子力白書)

2. 放射性物質の防護とは

これまで「放射性物質の防護」を直接定義したものはないが、「放射線源のセキュリティ」については、『放射線源へ許可なく近寄ること、破壊活動、紛失、盗取及び許可のない移動を防ぎ、被ばく事故の可能性や、人・社会・環境に対して影響を与える放射線源の悪意ある使用を減らすとともに、放射線に関連する事故、悪意ある行動による被ばくによる影響の減少を成し遂げること。』と仮定義されている。

(出典:文部科学省科学技術・学術政策局「放射線源の安全とセキュリティに係る検討状況」より)



この専門部会では、核物質や放射性物質の防護を「原子力防護」と称して、その在り方の基本的考え方等について調査審議を行う。

原子力施設における平時及び有事の区分(概念)

緊急時 (Emergency)	③原子力防災 (原子力災害)	④有事対応 (武力攻撃原子力災害)
通常時	①安全規制 (事故・故障)	②核物質防護 (妨害破壊行為等)
	安全対策(Safety) (工学的リスク)	防護対策(Security) (人為的リスク)

(注1) ①及び②は原子炉等規制法、③は原災法、④は有事法(国民保護法等)により規定。

(注2) 有事法制の概念では、①～③は「平時」、④は「有事」とみなされる。

(注3) 本分類はあくまで概念分類であり、厳密なものではない。

平時における核物質防護対策については、原子炉等規制法により、原子力施設及び国内輸送中の核物質に対する防護措置が規定されており、原子力事業者は、防護区域の設定、監視装置の設置、治安機関との連絡体制の整備等を実施。とりわけ(2001年)9.11の同時多発テロ発生以降、テロを巡る情勢は国際的に緊迫しており、我が国においても原子力施設に関して、銃器を所持した警察官が常備配備される等、強化策が講じられている

(出典:原子力安全・保安院 内閣官房 「有事における原子力施設防護対策懇話会」報告書より抜粋)



本専門部会での調査審議の範囲は、上述の区分の核物質防護に、放射性物質の防護を含めた核物質等の防護について、合理的、効果的な防護の在り方に関する基本的考え方等について調査審議を行う。

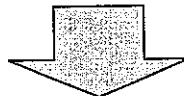
核物質防護に関する国内外の検討状況の整理(1-1)

○「核物質の防護に関する勧告」(1972年)

IAEAが加盟各国における核物質防護制度の確立に当たって参考すべき国際基準として策定。

○INFCIRC/225(1975年)

加盟各国が自国の核物質防護制度を検討する上でのガイドラインとして発表。
各加盟各国に対し、核物質防護制度を強化するよう呼びかけ。



○核物質防護専門部会の設置(1976年(昭和51年))

核物質防護に関して新たな内外諸情勢の変化に対応し、その在り方について調査検討。

○核物質防護専門部会報告書(1980年(昭和55年))

緊急時対応体制について、関係者が講じるべき方策・整備すべき事項を明確にするとともに、規制、実施、対応の各体系の構築に必要な研究開発事項を整理し、加えて、法制面での整備や国際協力の必要性を明確化。

○我が国における核物質防護体制の整備について(1981年(昭和56年)原子力委員会決定)

核物質防護の施策を進めること、核物質防護に係る法令整備、核物質防護条約の批准に備えた諸般の整備を進めることを図ること等について決定。

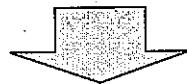
○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正(1988年(昭和63年))

我が国が「核物質の防護に関する条約」に加入するための条件を確立する観点から、原子炉等規制法の一部改正。

核物質防護に関する国内外の検討状況の整理(1-2)

○核物質防護条約(1987年)

締約国に対して国際輸送中の核物質に関する防護措置等を義務付けた条約であり、国際輸送時における核物質の防護措置及び核物質に関する不法行為者の国内的・国際的処罰規定など定めており、1987年に発行。現在、121か国及び欧州原子力共同体(ユートラム)が締約国となっている。



○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正について

(1988年(昭和63年)原子力委員会決定)

「核物質防護体制の整備について」として、核物質防護条約への加入、そのための法令整備の実施、核物質防護専門部会報告書に基づく措置の実施が法令上十分明確に位置付けられたものとすること、必要な体制整備を図る旨の原子力委員会決定。

○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正(1988年(昭和63年))

我が国が「核物質の防護に関する条約」に加入するための条件を確立する観点から、原子炉等規制法の一部改正。

核物質防護改正条約の採択(2005年)

核物質の不法な取得及び使用の防止を強化するため、現行の核物質防護条約を改正したもの。国際輸送における核物質防護だけでなく、国内における核物質の使用、貯蔵、輸送の際の防護、さらに、原子炉施設に対する妨害破壊行為を新たに追加。

(参考)

● INFCIRC/225/, INFCIRC/225/Rev.1, INFCIRC/225/Rev.2

IAEAの核物質防護に関する勧告が、IAEA加盟各国における核物質防護制度の確立に当たって参考すべき国際基準として1972年に策定され、1975年にINFCIRC/225として刊行。

Rev.1(1977年)において、核物質の防護を必要とする施設及び輸送中の核物質防護の要件が示された。

Rev.2(1989年)において、「核物質防護条約」に関して確立された国際合意、Rev.1以降に得られた経験及び核物質の盗取に対する防護と原子力施設の妨害行為に対する防護と同等に取扱い。

● 核物質防護専門部会第一次報告

【概要】

我が国では、炉規制法等関係法令の実施運用により、既に種々の防護措置が講じられており、INFCIRC/225の要件を満たし得るものであるが、核物質防護制度に対する国際的信頼性の確保及び事件発生時の社会的影响が極めて重大であることに対応して慎重な対応が必要であることを考慮し、核物質防護の構成要素、要件及び方策について検討。その結果、核物質防護制度の一層の充実強化を図るために政府が講じるべき方策として、法制面の整備、対応体制の整備、関連研究開発の推進及び国際協力の推進を提示。

【核物質防護制度の目的及び構成要素】

特殊核分裂性物質の不法な移転及び原子力施設又は輸送に対する妨害・破壊行為の発生を未然に防止する条件を確立すること。不法な移転又は妨害・破壊行為が発生するおそれがある場合又は発生した場合における迅速かつ総合的な対応措置を可能とするために必要な情報及び技術的援助が適確に提供されること。
(基本的な枠組みの構成)

- ①国は、個々の原子力施設又は輸送において実施すべき核物質防護措置の内容を明確にし、その義務付けを行うとともに、その遵守、履行を定常的に確認。
- ②事業者等は、上述の義務付けの遵守、履行という形で規制の体系を具現化。これは、基本的には、各事業者等の責任においてなされるものであるが、核物質防護の特殊性にかんがみ、国としても、その盜難等の事件が発生することのないよう事業者等と一体となり、万全を期することが必要。
- ③規制・実施体系の円滑な機能のため、関連研究開発の推進等を図ることが必要。

【核物質防護の要件】

- 事業者等が原子力施設及び輸送において実施すべき核物質防護措置の要件は、「核物質防護の区分」ごとに、必要な「核物質防護の要件」が満たされることが必要。
- 「核物質防護の区分」は、INFCIRC/225の区分を採用し、物質(プルトニウム、核分裂性ウラン、照射済燃料)ごとに、形態(質量、濃縮度)に応じて、区分Ⅰ～Ⅲを定めることにより分類。
- 「核物質防護措置の要件」では、上述の区分Ⅰ～Ⅲに応じて、使用中、貯蔵中及び輸送中の防護措置要件を提示。

【核物質防護制度の充実強化の方策】

法制面の整備、対応体制、関連研究開発の推進及び国際協力の推進が必要。

● 核物質防護専門部会報告書

【概要】

第一次報告で提示した政府が講じるべき方策のうち、対応体制の整備及び関連研究開発の推進について継続的に検討を行ってきたこと及び核物質防護条約草案の開放を踏まえて、核物質防護体制の整備についてより一層の充実強化を図る必要性が出てきたことから、詳細な検討を実施。

その結果、緊急時の対応体制について、その段階に応じて、各関係者が講じるべき方策・整備すべき事項を明確にするとともに、規制、実施、対応の各体系の構築に必要な研究開発事項を整理し、加えて、法制面での整備や国際協力の必要性を明示。

【核物質防護制度の目的及び構成要素】

核物質の盗取等による不法な移転及び妨害・破壊行為の発生の防止とその迅速かつ総合的な対応措置を講じるための体制整備が必要。このような目的を実現するために、事業者等、治安当局及び規制当局が、それぞれ密接な連携を保ちつつ各自の責任を果たしていかなければならない。

【事業者等の措置すべき核物質防護の要件】

- 防護措置を具体的に講じるに当たっては、①核物質の種類と量、②妨害・破壊行為に対する施設の特殊性、重要性、③輸送の際の経路、手段等その他の種々の要素を検討する必要あり。
- 「核物質の区分」は、国際核物質防護条約に掲げられた区分を採用し、区分Ⅰ～Ⅲを定めることにより分類。
- 事業者が講じるべき核物質防護措置の要件を明確化
具体的な施設や輸送に対して適用するに当たっては、妨害・破壊行為の観点からみた施設の特殊性、重要性、輸送の際の経路・手段及び緊急時の対応体制等の要素を勘案して総合的な検討を行うべき。

【核物質防護制度の充実、強化の方策】

1. 緊急時の対応体制の整備
 - 核物質防護上の緊急時の分類
 - 緊急時における対応措置
 - 緊急時対応体制の整備を明確化

2. 関連研究開発の推進

- (1) 関連研究開発の必要性

核物質防護措置がトータル・システムとして有効性、信頼性を有し、かつ、バランスのとれたものである必要があり、このために適切な規制に必要な基準・指針・評価手法等についての関連研究開発並びに施設等の核物質防護システム及びその構成機器等の研究開発の推進が必要。

- (2) 関連研究開発分野

- 規制の体系、実施体系に関する研究開発
- 対応の体系に関する研究開発

- (3) 関連研究開発の実施体制及びその整備

国の実施体制、民間の実施体制、情報利用の整備等を図っていくことが必要。

3. その他の課題

法制面の検討や国際協力の適切な対応が必要。

●我が国における核物質防護体制の整備について

(1981年(昭和56年)3月20日、原子力委員会決定)

昭和56年3月20日に原子力委員会は、昭和55年6月26日核物質防護専門部会から、我が国の国情に即した核物質防護の在り方について報告書の提出を受けた。

その後、当委員会は、同報告書を慎重に検討した結果、その内容は妥当であると認められるので、以下により所要の整備が進められるべきであると考える。

1. 関係行政機関においては、同報告書に示された内容を指針として、今後の核物質防護施策を進めること。
 2. 関係行政機関において、必要に応じ核物質防護に係る法令整備等の体制整備を図ること。
 3. 核物質防護条約については、批准に備え国際動向に留意しつつ、諸般の整備を進めること。
- なお、核物質防護専門部会は、必要な審議を終了したので、本日付で廃止するものとする。

●「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正について(1988年)

【概要】

- 特定核燃料物質を取り扱う原子力事業者に対し、原子力施設において核物質防護措置の義務付け
- 特定核燃料物質を輸送する原子力事業者に対し、輸送中の核物質防護措置の義務付け
- 特定核燃料物質を用いた犯罪行為の処罰

●核物質防護条約

- 核物質を不法な取得及び使用から守ることを主目的とする条約
- 締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等一定の水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置が採られる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならないとしている。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないように、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けるとともに、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。

(改正核物質防護条約について)

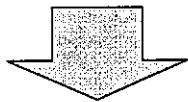
核物質の不法な取得及び使用の防止を強化するため、現行の核物質防護条約を改正したもの。2005年7月にウィーンで採択された。現行の核物質防護条約(締約国数は121か国及び1機関)の対象は、国際輸送中の核物質であるが、改正は、適用範囲を、国内輸送・使用・貯蔵中の核物質及び原子力施設にも拡大している。このため条約の名称も「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」(仮称)となる。これまで6か国(ブルガリア、リビア、セイシェル、トルクメニスタン、オーストリア及びクロアチア)が改正後の条約を締約済み。発効には、現行条約の締約国(121か国)の3分の2(81か国)の締約が必要。

本核物質防護条約は、締約国に対して国際輸送中の平和利用ための核物質に関する防護措置等を義務付けた条約であり、前文、国際輸送時における核物質の防護措置、核物質に関する不法行為者の国内的・国際的処罰規定など23の条文及び2つの附属書から成っている。

核物質防護に関する国内外の検討状況の整理(2)

○INFCIRC/225/Rev.3(1993年)

回収が実行不可能な核物質については、慣行による慎重な管理に従って防護することができることを記載。



○ガラス固化体の核物質防護措置について (1994年(平成6年)原子力委員会決定)

IAEAガイドラインが改訂され、ガラス固化体に含まれる核燃料物質の防護措置が新たに規定されたことにより、ガラス固化体の核物質防護措置については、慣行による慎重な管理に従って防護するものとし、このための所要の法令整備等を図ることとする、原子力委員会決定をした。この後、法令(政令)上、ガラス固化体は核物質防護の対象から外されている。

※主なガラス固化体の保有国である、米国、英国、仏国及び独国においては、いずれもガラス固化体を核物質防護の規制対象としている。

(参考)

● INFCIRC/225/Rev.3

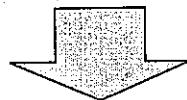
「核物質防護条約」に含まれる区分表と勧告文書の区分表を一致させるため、Rev.2を変更。

(遮蔽がない場合に、1メートル離れた地点で1時間当たり1グレイ(1時間当たり100ラド)を超える放射線レベルを有する核物質は、含有している核分裂性物質量によって決まる区分よりも低い区分の防護要件に従って防護されてもよい。また、いかなる原子力活動にも使用できず、かつ環境への飛散が最小となるような形態であって、回収が実行不可能な核物質については、慣行による慎重な管理に従って防護することができることを追加。)

核物質防護に関する国内外の検討状況の整理(3)

○INFCIRC/225/Rev.4(1999年)

盗取に対する防護要件と同様に、妨害破壊行為に対する防護要件についても明確化。妨害破壊行為について節から章に格上げし、防護要件の内容を充実。



○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について

(2005年(平成17年)原子力委員会決定)

INFCIRC/225/Rev.4を踏まえ、特定核燃料物質の盗取、施設等に対する妨害破壊等の脅威に対応した防護措置、核物質防護秘密を含む情報の管理、防護措置の評価・改善等を定めるとともに、新たに導入される核物質防護検査の実施に必要な規定を定める。

(参考)

● INFCIRC/225/Rev.4の概要

盗取に対する防護要件と同様に、妨害破壊行為に対する防護要件について明確化。

→Rev.3においては、

第4章 原子力活動の防護区分の振り分け

4. 3 原子力施設における妨害破壊行為の可能性

第5章 妨害破壊行為に対する原子力施設及び使用及び貯蔵中の核物質に関する防護要件

(妨害破壊行為について節から章に格上げして防護要件の内容を充実化した。)

●核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について
(2005年(平成17年)原子力委員会決定)

- ・核物質防護対策の強化、クリアランス制度の導入、原子炉等の廃止措置の安全規制に関する規定の整備に必要な措置を講じるものであり、その内容は長期計画で示した基本方針に整合すると判断。
- ・近年の核物質防護対策の強化の一環として、枢要な機微情報を非公開にすることが国際的に求められており、核物質防護対策の実施段階においては、その制度の意義や、当該情報を非公開とすることの安全確保上の有益性等について国民に説明していくことが重要。
- ・クリアランス制度導入について、これを踏まえて原子力施設の廃止措置から生じる放射性物質として扱う必要のない資材を再利用する仕組みを整備し、関係者が循環型社会の形成に貢献していくことを期待。

原子力安全・保安院における核物質防護対策

- 原子力施設からの核物質の不法移転(盗取等)や、原子力施設へのサボタージュ(妨害破壊行為)に対する防護のため、原子炉等規制法において必要な防護措置(防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視、詳細事項の情報管理等)の実施を義務付け。
- 依然として高い国際的なテロ脅威等に対し、平時における対応として、国際原子力機関のガイドラインを踏まえ、国際的に遜色のないレベルにまで核物質防護の水準を引き上げるため、原子炉等規制法を改正(平成17年12月1日施行)し、着実に実施しているところ。
 - ・設計基礎脅威(DBT)の策定
 - ・核物質防護検査の実施
 - ・核物質防護に係る秘密保持制度の運用
- 現在、放射性廃棄物の埋設事業に係る核物質防護の在り方について検討を進めているところ。

<核物質防護対策の実績例>

- ① 「米国同時多発テロ」を契機に、原子力発電所等における治安当局との連携を強化
(例)都道府県警察(銃器対策部隊)・海上保安庁の巡視船艇による24時間体制での警備
- ② 核物質防護強化に関する原子力事業者への指導強化
- ③ 保安院における「核物質防護対策室」の新設
- ④ 「核物質防護検査」の新設を含む原子炉等規制法の改正(平成17年12月1日施行)
- ⑤ 核物質防護対策の精緻な評価を行うための試験・調査などによる技術的データの整備中等

文部科学省における核物質防護対策の取組

●核物質防護の充実・強化

- 国際原子力機関(IAEA)のガイドラインを踏まえた防護措置の実施。
- 防護に関する秘密を知り得る者に対して守秘義務を課した。
- 事業者に対し、脅威に対応した防護措置の実施を義務化。
- 核物質防護規定の遵守状況の検査を実施。

核物質防護に関する国内外の検討状況の整理(4)

- 高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)等については、従来の盗取の困難性などから、核物質防護の対象から除外されていたが、我が国においても、今後は核物質防護の規制対象とすることが適当。
- 欧米諸国においては、ガラス固化体を核物質防護の規制対象としている。



○原子力安全・保安院放射性廃棄物の埋設に係る核物質防護の在り方

(2006年(平成18年))

高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)等の埋設事業の事業進展が見込まれる。これを考慮し、放射性廃棄物の埋設に係る核物質防護の在り方について検討中。

(参考)

「放射性廃棄物の埋設に係る核物質防護の在り方について」

[背景]

高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)等の埋設事業の事業進展が見込まれる。これを考慮し、放射性廃棄物の埋設に係る核物質防護の在り方について検討。

[現状]

- ・核物質の盗取及び原子力施設への妨害破壊行為の防止を目的として、原子力事業者に対し核物質防護措置が義務付け。(区分に応じ、原子炉施設、再処理施設、加工施設において、防護区域の設定、特定核物質の管理、監視装置、出入口施錠管理、連絡体制の整備、教育、妨害破壊行為等の脅威への対応、の防護措置が実施されている。)
- ・低レベル放射性廃棄物については、現行の原子炉等規制法においては、放射性廃棄物埋設事業者に対する核物質防護措置義務は課されていない。
- ・長半減期低発熱放射性廃棄物については、再処理事業者の業として核物質防護を行っている。
- ・ガラス固化体については、平成6年の政令改正において、防護対象特定核燃料物質から除外。

[検討結果]

- ・事業の対象となる放射性廃棄物が防護対象特定核燃料物質に該当する場合には、放射性廃棄物埋設事業者に対して、核物質防護の実施義務を課すことが原則。
- ・放射性廃棄物の核物質防護規制については、従来の盗取の脅威に加え、妨害破壊行為の脅威も重視すべき。
- ・長半減期低発熱放射性廃棄物に含有している特定核燃料物質が防護対象特定核燃料物質に該当する場合には、核物質防護の規制対象とすることが適当。
- ・ガラス固化体は、従来、その盗取の困難性などから、核物質防護の対象から外されていたが、核物質防護の規制対象とすることが適当。

(理由)

- ・IAEAにおいて妨害破壊行為に対する防護要件が明確化。
- ・2005年に採択された改正核物質防護条約により、核物質及び原子力施設に対する妨害破壊行為の防止が明確化。
- ・ガラス固化体の主な保有国である、米国、英国、仏国及び独国は、いずれもガラス固化体は核物質防護の規制対象。

放射性物質の防護に関する国内外の検討状況の整理(5)

○IAEA the Action Plan(放射線源の安全に関する行動計画)(1999年)

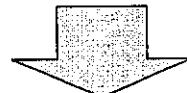
規制法令の確立、安全管理、規制、カテゴリ分類、国際的な履行等について行動計画を定めた。

○IAEA/CoC/2003行動規範(2003年)

放射線源の安全とセキュリティに関する政策、法律、規則制定に当たっての加盟国への指針として提示。

○IAEA TECDOC-1355(放射線源のセキュリティ確保に係る暫定指針)(2003年)

国際基本安全基準と放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を遵守するに当たり、その具体的な対処方法等を挙げて各国の判断を手助けすることを目的として制定。



○放射線源の安全とセキュリティに関する検討ワーキンググループ(2005年(平成17年))

放射線源のセキュリティに係るガイドラインの作成、放射線源登録、身元不明放射線源への取組等をまとめることを目的に設置し、検討中。

(参考)

●IAEA/CoC/2003行動規範

(目的と範囲)

「現在利用されている放射線の使用を阻害することなく、放射線源の安全とセキュリティを維持し、放射線源へ許可なく近寄ること、破壊活動・紛失、盗難及び許可のない移動を防ぎ、被ばく事故の可能性や、人・社会・環境に対して影響を与える線源の悪意ある使用を減少するようになるとともに、放射線に関する事故、悪意ある行動による被ばくによる影響の減少を成し遂げること」を目的としている。

また、「人、社会、環境に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるすべての密封放射線源に適用する」とし、「研究炉及び発電炉等で使用される核燃料物質は含まない。」としている。

[要求事項(基本原則、個別事項)]

(基本原則)

- 放射線源安全管理のための法令の整備
- 放射線防護のために必要な設備、機関の整備
- 規制当局、緊急時対応部署への教育の実施
- 放射線源登録制度の確立
- 身元不明放射線源、事故発生時の影響国への通知
- 関係者への身元不明放射線源の検知・検出方法の導入
- 放射線源の再利用、リサイクルの推進
- 機器製造者、使用者の安全とセキュリティに対する責任を強調
- 自国内の脅威の定義、評価
- 他国からの情報の秘密保持

(個別原則)

- 放射線源の特定、トレースが可能なシステム整備
- 事業者による定期的な在庫確認
- 規制に則った事前届出による輸出入の実施
- 相手国の規制、事業者の許可の確認を経た輸出許可
- 國際的な輸送基準に適合した下での輸出許可

●IAEA TECDOC-1355(放射線源のセキュリティ確保に係る暫定指針)(2003年)

これまで、IAEAでは、核燃料物質以外の放射性同位元素に対するセキュリティ確保に関する要件については、不慮の放射線被ばく、怠慢や不注意等による紛失などの問題等の一般的なものしか示されてこなかった。しかし、身元不明放射線源に関することや悪意ある放射線源の取得を阻止するための指針として作成。

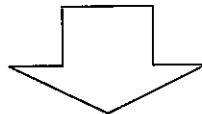
「放射線源の安全とセキュリティに係る検討について」

〔背景〕

- ・(2001年)9. 11テロを契機に、放射線源の安全とセキュリティの重要性が増加。
- ・IAEAを中心に、放射線源の安全とセキュリティ対策が進められている。
(行動規範、ガイドラインの作成等)
- ・我が国においても、IAEAの行動規範の履行を表明。

〔現状〕

- ・放射線源は、医療、研究、教育、産業等多方面において使用されており、利用形態も様々。
- ・放射線源のセキュリティ対策を講じるに当たっては、それぞれの特徴を十分に踏まえ、それに応じた対策の構築が重要。
- ・セキュリティに対する意識が十分でなく、放射線源の盗取・破壊、テロ等に着目したセキュリティ対策については、ほとんど行われていないのが現状。



平成17年10月から放射線安全規制検討会において検討を開始。

〔検討状況〕

- ・平成18年6月中間報告書をとりまとめ
—セキュリティ確保に係るガイドラインの整備、放射線源情報の登録、立入検査の実施、報告の聴取、緊急時等対応、身元不明放射線源への対応
- ガイドラインに基づくセキュリティ確保、セキュリティ計画の策定、セキュリティ対策の実施、セキュリティ計画、対策の評価及び改善

〔今後の予定〕

- ・セキュリティ確保に係るガイドライン(案)については、2007年夏頃にIAEAが作成する予定の放射線源のセキュリティガイドラインを基に確認修正等を行い、最終版となる予定。
- ・放射性同位元素の所在情報を登録し、国内の放射性同位元素をトレース可能にする放射線源登録管理システムを2009年より運用開始する予定。